

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第116回 省レベルの国税・地方税機関が正式に統合 租税徴収管理新体制の内容と留意点

今年3月に公布された「国務院機構改革案」では、省レベル以下の国税、地方税機関を統合する内容が規定されていました。6月15日、全国の各省および計画単列市（大連市、青島市、寧波市、アモイ市、深セン市）で国家税務局と地方税務局の統合を完了し、租税徴収体制改革の実質的な進展となりました。国家税務総局は6月12日と15日に、それぞれ「国税地方税徴収管理体制改革の過渡期における租税徴収管理の業務を適切に行うことに関する通知」および「税務機関改革にかかわる事項に関する公告」を公布し、新体制に関する事項について具体的に規定しました。今回は、その内容と留意点について解説いたします。

◇国税、地方税の二重体制が企業にもたらしていた不便

日本のM社（本社）は、北京にA社、上海にB社と2社の独資企業を設立していたところ、事業再編のため、A社がB社を吸収合併することを決定した。吸収合併されるB社では工商抹消登記を行わなければならない、この手続きは事前に税務抹消登記を済ませることが前提条件となっている。これまでの体制では、まず地方税登記の抹消を済ませてから国税登記を抹消するという順序で手続きすることになっており、この各段階で多くの煩雑な対応と審査待ちの時間が発生していたが、実際には両方の手続きで提出する書類や対応事項には重複するものが多く、B社にはこれが大きな対応コストとなった。このため、吸収合併プロセスを全て完了するのに1年以上もの時間を費やすことになった。

◇租税徴収管理体制改革のポイントと留意点

国家税務総局より公布された最新の通知や公告から、租税徴収管理の新体制におけるポイントとして以下の点が挙げられます。

1. 統合された税務機関では、新たな印章の使用を開始して新名称により業務を行うこととし、もとの国税、地方税機関の印章は使用を停止する。
→税務手続きの際には、正しく新しい印章が使用されているかどうか、注意して確認する必要があります。
2. 統合前に国税、地方税機関がすでに行っている行政決定や、発行された法執行文書、締結された各種の協議書の有効性は継続する。すでに納税者などが取得している証明書、資格などの効力は変わらないものとする。
3. これまで国税、地方税機関が負担していた各種の行政許可、管理事項は、新たな法規が公布・施行されるまで、当面現在の法規の規定により取り扱う。
→2、3は一部の行政管理事項の継続性を明示したものとなっています。
4. 機関窓口、インターネット、電話の税務サービスシステムを再編し、業務を国税と地方税で分けるのをやめ、各種の税務サービスを統一する。
5. これまで国税、地方税機関に別々に資料を送付する必要があったものは、同一の資料を一そろい提供すればよいこととし、同じくこれまで別々に手続きすべきだとされていた事項は、同一の事項について1回の申請のみでよいものとする。
→4、5は企業の負担軽減になりますが、完全な実現までに一定の過渡期を要することが見込まれます。
6. 新税務機関の正式発足後は、領収書など税務証憑の新書式が導入されるが、それまでに各省の税務機関で統一印刷、作製された税務証憑は、2018年12月31日まで使用を継続できる。
→領収書は、現法での経営管理における最重要事項の一つであり、本項の調整には特に留意が必要です。

7. これまで国税、地方税機関がそれぞれ行政処分を下していた同一の税制違法行為に対し、新たな税務機関では2度以上の制裁金を科す行政処分を下してはならない。もとの国税、地方税機関による税務政策の執行方法や適用する行政処分の裁量基準が一致しない場合は、新たな税務機関で明確に執行基準を定め、法執行を統一しなければならない。

→この点は企業にとり有益ですが、執行が徹底されるまでに相当長い過渡期を要するものと思われれます。

8. 各レベルの税務機関は、人民銀行、市場監督管理機関、税関などの関係機関との連絡・協力を強化し、相互連携や説明を適切に行っていく必要がある。

→過渡期において解決されるべき不確定性の問題が、なお数多く存在していることがうかがわれます。

◇日系企業の対応とアドバイス

国税、地方税機関の統合およびその後に行われる租税徴収管理体制改革は、現法に負担軽減のメリットをもたらすものと思われます。しかしながら、国税総局の通知や公告の内容に見る通り、今回の改革実施の過渡期はかなり長引くものと予想され、その間において各種税務手続きの処理方式が不確定となることが懸念されます。現法では適時、積極的に所管税務機関に確認をとり、入念な対応を行う必要があるでしょう。

違法薬物使用者、年平均10%増＝北京

25日付の中国紙・北京晨報（A04面）によると、北京市の違法薬物使用者が過去10年で年平均10%前後のペースで増え続けている。市は2017年末時点で、約3万6000人を薬物使用者として登録している。市禁毒委員会が24日の記者会見で明らかにした。

17年に摘発した薬物使用者は7745人と、前年比3.2%増にとどまった。しかし、インターネットを利用した薬物犯罪は拡大傾向にある。17年には薬物犯罪1222件、1413人を摘発したが、このうちネットを利用した犯罪は389件を占め、違法薬物27キロを押収した。（北京時事）

新エネルギー車の増加数、1～5月は前年同期比4倍に＝天津市

中国天津市の地方紙、天津日報は24日、今年1～5月に同市内で新たに増えた新エネルギー車の台数が7295台で、前年同期の4倍となったと伝えた。同市の新エネルギー車の台数はこれまでに計8万8900台となり、全国の重点都市のうち4番目に多い規模となった。

8万8900台には個人所有の車両約4万台、路線バス3400台、物流業関連の車両1万4000台、タクシーやアプリ配車の車両2万1000台が含まれる。

同市は2013年から新エネルギー車の販売拡大を目指して購入者向けの補助金を支給しており、17年には新車販売台数のうち16.4%が新エネルギー車となった。（時事）

天津市、健康食品の生産・販売違法行為を集中検査

中国天津市の市場監督管理委員会はこのほど、市内で生産・販売されている健康食品の安全性に対する集中検査を開始した。今年12月31日まで、生産、販売、添加物の使用と宣伝について、違法行為がないか厳しく点検する。城市快報が25日伝えた。

中国では健康志向の高まりとともに健康食品の需要が拡大しており、国が販売をめぐる詐欺行為や虚偽の宣伝などを厳しく取り締まるよう各地域に指示している。

同委員会は今回の集中検査で違法行為が見つかった場合、問題が大きければ生産・販売に必要な許可証を取り上げると表明した。（時事）